

平成 23 年度大町市連合自治会・自主防災会連絡会合同先進地研修視察報告

平成 23 年 7 月 7 日・8 日に開催しました合同先進地研修視察に、自治会長及び自主防災会長 18 名と事務局 3 名で参加してまいりました。研修内容についてまとめましたので報告いたします。

7 月 7 日：航空自衛隊小松基地見学

小松基地は昭和 36 年に開設された日本海側唯一の戦闘機部隊が所在する基地である。小松基地と日本海を隔てた諸外国との位置は近く、航空機で 1 時間ほどの距離であるとの状況から、小松基地は日本を空から守る重要な役割を背負っており、対領空侵犯措置の任務が与えられ、主に日本海正面における国籍不明機の警戒にあたっているとのこと。また、今回の東日本大震災へは延べ 700 名の隊員が派遣され、捜索救難活動や災害復旧支援活動等にあたり、このような大規模災害における支援活動も航空自衛隊の重要な役割となっているとの説明を受ける。



基地では、まず広報担当官の案内を受け、広報資料館内で記録映像により小松基地の概要説明を受け、展示物等を閲覧する。その後、当初の計画ではベースオペレーションと呼ばれる、航空機離発着見学の予定であったが、当日は航空機点検中で、飛行訓練を見合わせているため、残念ながら小松基地での航空機離発着の見学はできず、基地内に展示されている戦闘機を見学し基地見学は終了した。

7 月 8 日：珠洲市

『地域コミュニティ：助け合いの精神でまちづくり』

【説明：総務課行政管理係】

古くからの集落を基礎単位とした 10 地区 161 区があり、これらの小さな共同体を基本として、住民相互の主体的な協調と連帯意識に基づき自治活動が営まれており、道路の環境美化、地域行事の開催など、地域住民がひとつの家族のように、助け合う精神が今も残っているとのこと。

また、10 地区の区長会長より組織される区長会連合会において、市からの行政連絡が 161 区隔々までいきわたる体制が整っているとの説明を受ける。

< 加入率 >

区加入率は高く、全世帯 6,511 世帯のうち 97.3% に当たる 6,336 世帯が加入している。未加入世帯はほぼ皆無という状態で、助け合いの精神が今も残る珠洲市では、区への加入は「当たり前」。しかし、急激な過疎化により構成戸数は減少し、まさに「顔の見える自治会」となっている。

参考：人口 38,000 人(昭和 29 年)
18,000 人(平成 20 年)
高齢化率 38.0% (平成 20 統計)

< 区長の職制 >

区長は地域から互選され、市長が委嘱する。
市から委託された事務に従事するほか、地域の
連絡調整に関する業務を行うこととされている。

< 区への助成制度 >

市から区事業への助成は、コミュニティ施設整備事業補助金のみで、行政に依存した地域づくりではなく、「地域でできることは、地域で」を基本に、自主・自律型の住民自治が確立されている。

< 公民館指定管理者制度 >

平成 19 年度から市内 10 地区の公民館において指定管理者制度導入。各地域の区長会、婦人会、青年団、PTA を中心に協議会を組織し、この協議会に公民館の運営管理を委託している。結果、地域の特性に応じた積極的な事業展開ができ、柔軟な事業を実施することが可能になったとのこと。住民自治の意識も高まり、公民館は活力あふれる地域づくりの要的な存在となっている。

< 地域の特性 >

急速な人口の減少や高齢化による自治機能の低下が危ぶまれつつも、昔ながらの「地縁の絆」による、人と人とのつながりが地域づくりに反映されているものと感じられた。

『珠洲市の防災対策』

【説明：総務課：危機管理室】

< 防災行政無線による情報伝達体制 >

平成 5 年に発生した能登半島沖地震により、県内他市に先駆けて防災行政無線を導入。市内全域に屋外拡声子局 98 基と 3300 台の戸別受信機を設置し、震度 4 以上の地震が発生した場合は、即時に地震情報を伝達。また、平成 19 年度から開局したCATVで、気象、火事などの防災情報を提供しており、災害が発生した場合や発生への恐れのある場合に、いち早く情報を伝達する体制づくりをしている。

< 津波情報監視体制及び避難誘導体制 >

津波の発生に対しては、珠洲消防署に気象衛星の津波情報受信システムが設置されており、津波の 24 時間監視体制をしている。市内には、津波一時避難場所を 60 箇所(高台)、指定避難所 25 箇所指定されており、指定避難所には非常食(6,000 食)と非常用飲料水(約 2,250 ㍓)、非常用の毛布が(500 枚)備蓄されている。

今年度実施した防災意識アンケート調査をもとに、現在の避難所、避難経路の見直しを図るとともに、防災ハザードマップにもさらに改良を加え、災害時の的確な避難誘導を図る計画でもあるとの説明を受ける。



< 自主防災組織の結成 >

大災害が発生したときは、交通網の寸断などにより、消防や警察などの公共機関が十分に対応できないことがある。被害を最小限に食い止めるためには、家族や地域住民の協力が必要となり、そんな時に力を発揮するのは『自主防災組織』である。



平成 8 年度から各区を単位とした自主防災組織が市内全地区に組織されている。また平成 21 年度より「自らの地域は皆で守る」という共助意識のもと、自主防災組織内で、リーダーとしての役割を担う防災士を育成しており、自主防災組織の強化を図っている。市内 10 カ所の全地区に自主防災倉庫を設置し、自主防災組織が自主的に活動できるように必要な資機材を配備し災害に備えている。

< 防災訓練の実施 >

地震が発生したときには、「集落のどこに集まって、どこへ避難するか」ということを市民に確認する機会として防災訓練を毎年実施している。防災訓練は、自主防災組織を中心に地域住民の参加のもと、防災行政無線による情報伝達訓練、情報収集訓練、津波を想定した避難訓練等を実施し、災害時の行動を確認しながら実施している。

< 珠洲市要援護者見守りマップの作成 >

平成 19 年に発生した能登半島地震を契機に、災害時の要援護者の情報共有化の重要性が見直され、災害時における要援護者支援体制の確立を図るため、市が珠洲市社会福祉協議会へ、要援護者見守りマップ作成を委託。作成方法は市から提供された 65 歳以上の住民データをもとに、要援護者のデータを加筆し、さらに区単位に地域の民生委員、区長等の関係者が協力して、要援護者対象者を加除訂正したものを社会福祉協議会で集約し、支援地図システムに落とし込み作成されている。

この研修の成果を、今後の地域活動に生かして参りたいと考えております。ご協力いただきました皆様に感謝いたします。

事務局